

第 1 章 保存活用計画策定の経緯と目的

第 1 節 計画策定の沿革

昭和 59 年（1984）に河越館跡（第 1-1 図）が国史跡に指定されたことに伴い、昭和 61 年（1986）に「河越館跡保存管理計画」（以下保存管理計画）を策定し、史跡の保存管理の目標と方法が設定された。その後、平成 13 年（2001）に「史跡河越館跡整備基本計画」（以下整備基本計画）が策定されたことで保存管理計画に基づく整備の方向性が整理され、史跡整備に向けた発掘調査を継続的に実施することも定められた。そして、平成 18 年（2006）には「河越館跡史跡整備基本設計報告書」（以下整備基本設計報告書）が策定され、それに基づき平成 19 年（2007）～平成 21 年（2009）に第 1 期整備工事が実施され、平成 21 年（2009）11 月に河越館跡史跡公園が開園した。

このように、河越館跡のこれまでの整備は、保存管理計画と整備基本計画に基づいて行われてきた。しかしながら、保存管理計画が策定されて 35 年以上、整備基本計画が策定されて 20 年以上経過する中、社会や文化財保護行政をめぐる情勢は大きく変化した。たとえば、文化財の積極的な活用を求める社会情勢や、平成 27 年度の補助対象事業の拡大と「管理計画」から「活用計画」への策定計画名称の変更、平成 31 年（2019）度施行の改正文化財保護法による保存活用計画の認定制度の導入等である。

社会と文化財保護行政に変化があった一方で、河越館跡の整備に伴う発掘調査の成果が蓄積されたことにより、史跡指定当初とは異なる河越館跡の様相が明らかになってきている。また、これまで川越市と川越市教育委員会が主体となって河越館跡の管理と整備、活用、運営を行ってきたが、河越館跡を将来にわたって確実に保存し、活用してゆくためには、地域住民や民間団体、行政が一体となって取り組むことも強く求められている。

以上の現状を踏まえ、河越館跡を将来にわたって確実に保存し活用していくために、新たな方針と方法を定める必要が生じたため、今回の策定に至った。

第2節 計画策定の目的と対象範囲

I. 計画策定の目的

河越館跡(第1-1図)は、中世武家政権を支えた在地領主の実態を究明する上できわめて重要な遺跡であり、中世から近世にかけて発展した川越市の歴史の起点とも言える。

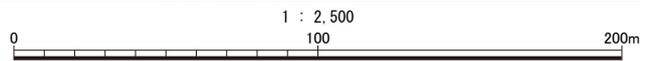
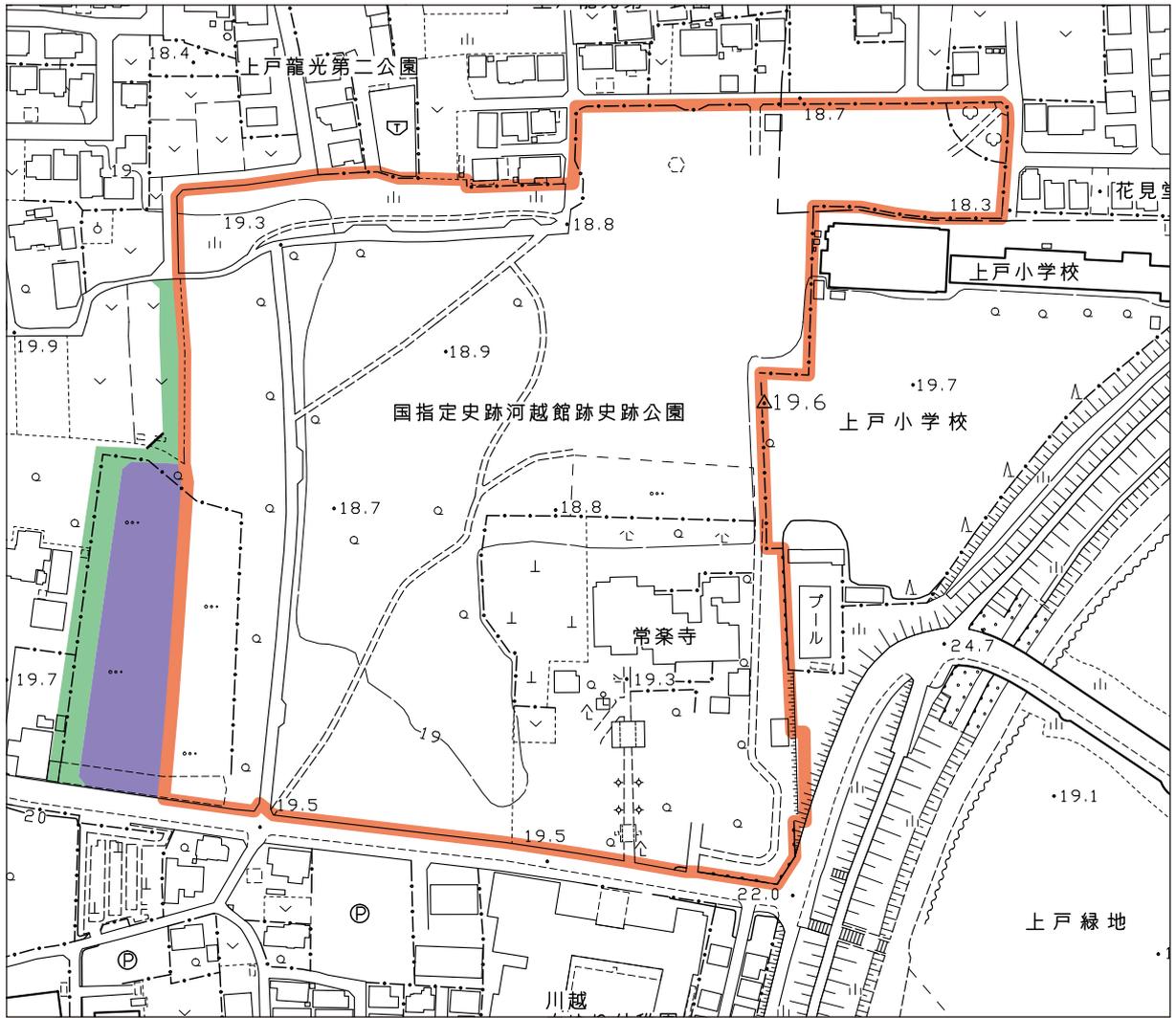
このことから、河越館跡は川越市の歴史を理解する上で欠かすことのできないものと言え、郷土の宝として将来にわたって適切な保存と管理を行う必要がある。さらに、「川越」という地名発祥の地である河越館跡とその周辺を市民の誇りとして、未永く親しみをもっといただくこと、かつ市外から訪れる観光客にその魅力を伝えるための活用を行うことも求められる。これらを実現するには、地域住民や市内の民間団体などの理解と協力、そして協働が必要である。今回の計画は、こうした地域社会が一体となった河越館跡の保存活用を実現するための基本方針とその方法をまとめたものである。

II. 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は史跡の範囲だけでなく、史跡東側の^{うわど}上戸小学校や史跡公園のための道路及び駐車場(第1-2図)、そして鎌倉街道堀兼道や上戸日枝神社等の関連要素も含める(第1-3図)。

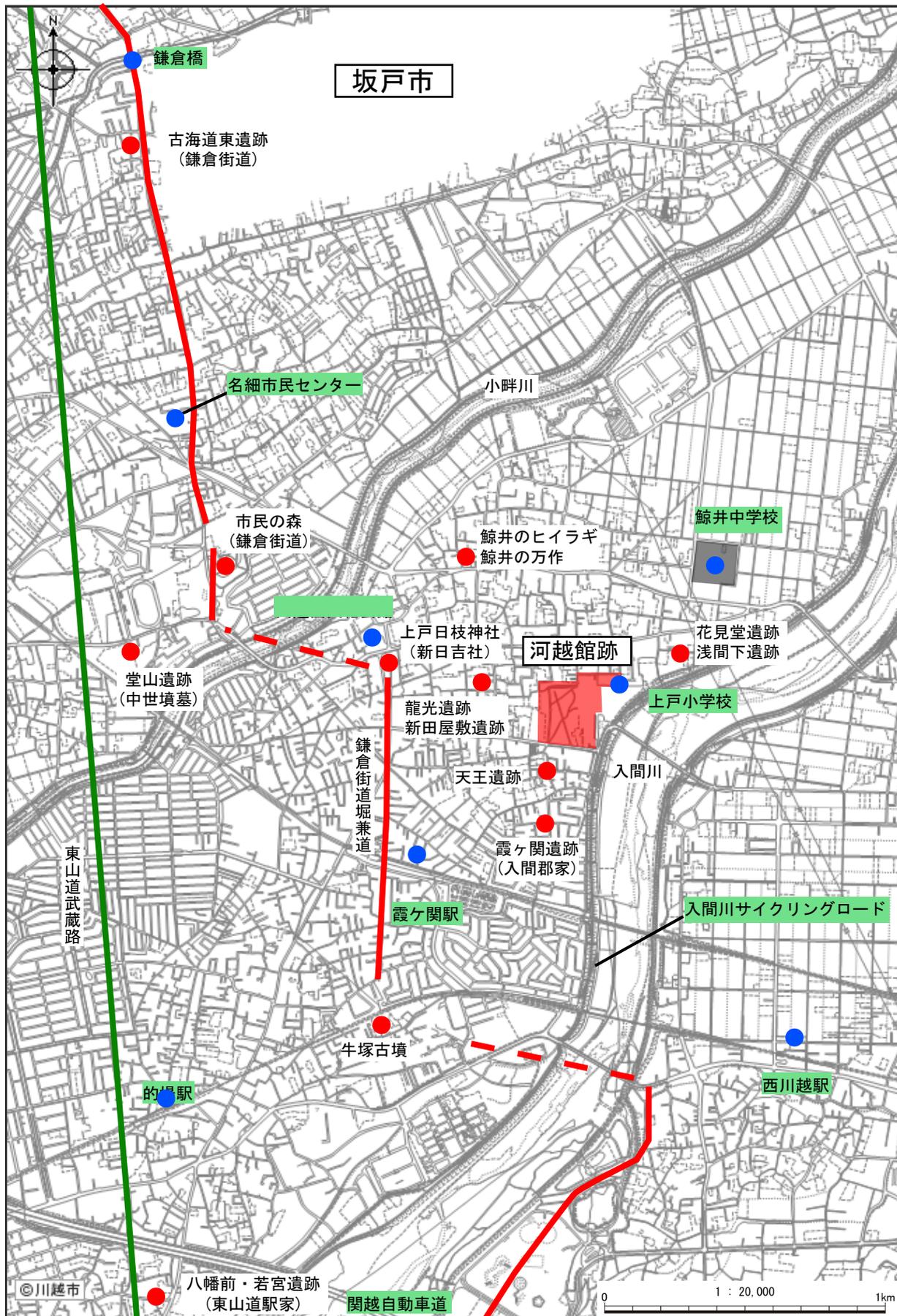


第1-1図 川越市域と河越館跡の位置



凡例	
	史跡指定範囲
	駐車場用地
	新設道路

第 1-2 図 河越館跡指定範囲



第 1-3 図 計画対象の位置

第3節 計画策定に向けた検討体制と経過

計画策定にあたり、河越館跡の保存、活用及び整備に係る附属機関である、川越市河越館跡整備検討委員会において検討を行った。

本委員会は学識経験者によって構成され、オブザーバーとして文化庁文化財第二課及び埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課が出席している。

川越市河越館跡整備検討委員会

- 浅野 晴樹 (元埼玉県立嵐山史跡の博物館 学芸員)
- 内田 祥士 (東洋大学福祉社会デザイン学部 教授)
- 落合 義明 (大東文化大学文学部 教授)
- 小野 正敏 (国立歴史民俗博物館 名誉教授) ※令和6年10月31日まで
- 栗岡 眞理子 (埼玉県立歴史と民俗の博物館 館長) ※令和6年11月1日から
- 小久保 徹 (元埼玉県立さきたま資料館 副館長)
- 齋藤 慎一 (江戸東京たてもの園 学芸員)
- 鈴木 誠 (東京農業大学グリーンアカデミー 校長)
- 田中 信 (元川越市立博物館 館長)
- 橋口 定志 (元豊島区教育委員会 学芸員)

オブザーバー

文化庁文化財第二課

埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課

事務局

川越市教育委員会教育総務部文化財保護課

協議記録

期 日	議 事 内 容
令和5年1月12日(木)	史跡保存活用計画策定スケジュール、史跡保存活用計画案について
令和5年5月11日(木)	河越館跡整備スケジュール、史跡保存活用計画案について
令和5年12月20日(水)	史跡保存活用計画案、史跡整備および史跡保存活用計画策定のスケジュールについて
令和6年3月25日(月)	史跡保存活用計画案、史跡保存活用計画策定のスケジュールについて
令和6年6月19日(水)	史跡保存活用計画案、史跡保存活用計画策定のスケジュールについて
令和6年10月30日(水)	史跡保存活用計画案について
令和7年1月29日(水)	史跡保存活用計画案について

第4節 上位および関連計画と本計画の位置づけ

保存活用計画は、「第四次川越市総合計画」をはじめ、教育・環境・景観等の関連計画と密接に関わってくることから、諸計画と整合性を図る必要がある。そのため、以下で上位計画における本計画の位置づけと、関連計画との関係性を確認する（第1-4図）。

1. 上位計画における史跡河越館跡の位置づけ

【第四次川越市総合計画（後期基本計画）】

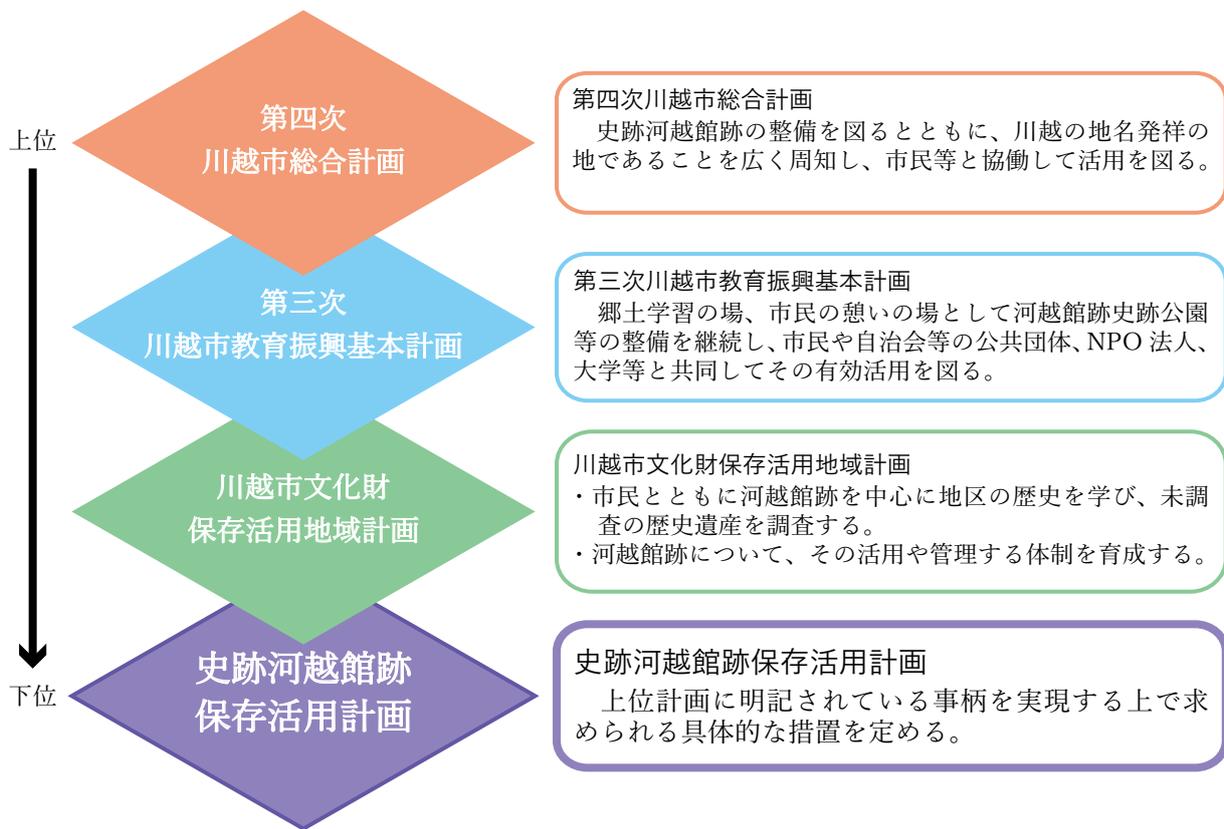
令和3年（2021）に策定した「第四次川越市総合計画」では、市の将来都市像として掲げた「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」を実現するため、8つの分野にわたる基本目標を定めている。このうち、河越館跡は「教育・文化・スポーツ」の取組施策の1つとして、国指定史跡河越館跡の整備を図るとともに、川越の地名発祥の地であることを広く周知し、市民等と協働し活用を図る方針を掲げている。また、史跡が所在する名細地区は、市民生活や都市活動を支えるため、望ましい土地利用の誘導と地域ごとの特性や魅力を生かした都市機能の集約化を目指している。その他、本計画では持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け、生涯学習活動や公園・緑地の充実や自然共生、地域コミュニティ活動の推進が掲げられている。

【川越市教育大綱】

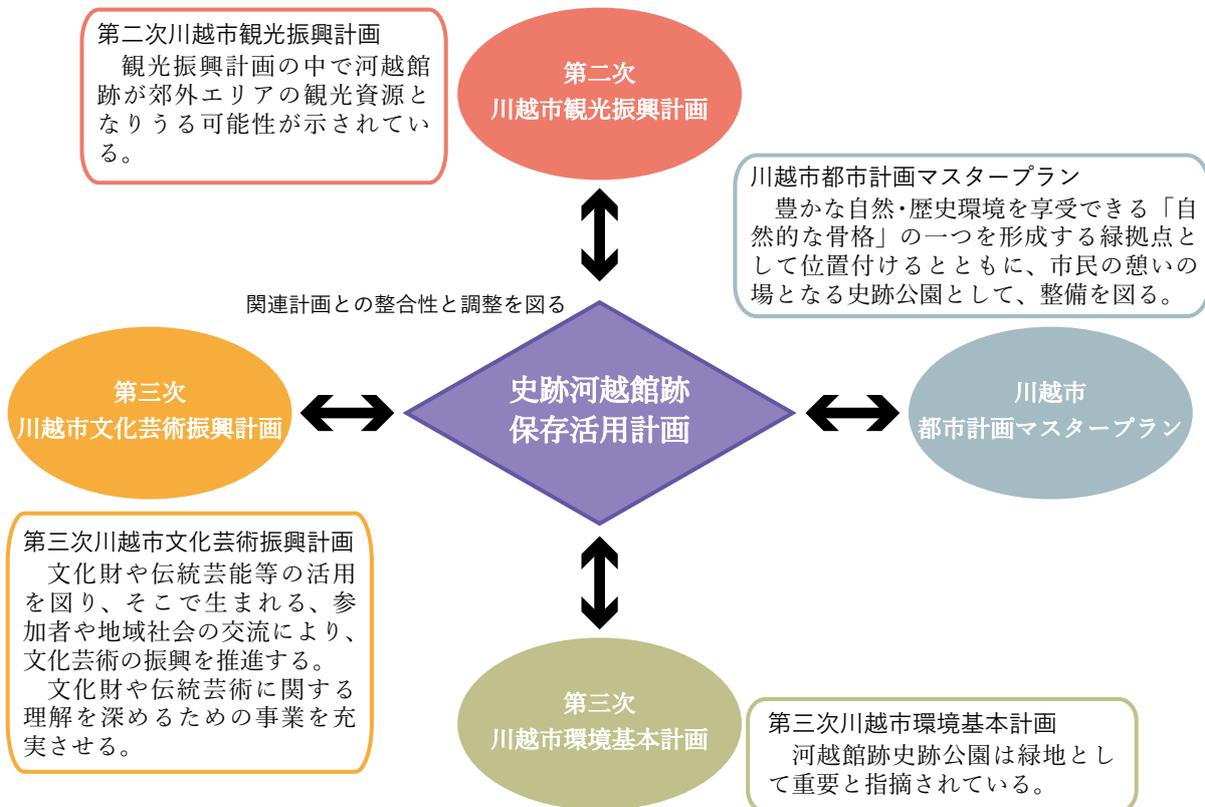
令和3年（2021）に策定した「川越市教育大綱」では、基本理念「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育む 川越市の教育」のもと、7つの施策の方針のうちの1つとして「5 文化財の保存・活用」を定めている。

【第三次川越市教育振興基本計画】

令和3年（2021）に策定した「第三次川越市教育振興基本計画」では、「生きる力を育み未来を拓く川越市の教育」を基本理念に3つの目標を設定し、9つの施策を掲げている。このうち、「施策9 文化財の保存と活用」では河越館跡の用地取得が完了した現状では、史跡公園の全面整備に向けて、整備検討委員会の指導を受けながら発掘調査や整備方法、ガイダンス施設の設計や公開の方法などを検討すること、庁内の関係部署と調整の上、地元住民等への説明会の開催を必要としている。ただし、計画の5年間に特に力を注ぐ3つの重点施策の中に文化財に関するものは含まれていない。



上位計画に対する「史跡河越館跡保存活用計画」の位置づけ



関連計画と「史跡河越館跡保存活用計画」

第 1-4 図 上位および関連計画と本計画の関係性

【川越市文化財保存活用地域計画】

令和5年（2023）に策定した「川越市文化財保存活用地域計画」では、「歴史が人を結ぶまち 川越」を目指すべき将来像として設定している。本計画で、指定・未指定に関わらず、文化財保護法や条例等による6類型（①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群）の文化財、その他未指定文化財や、法により定義づけされている埋蔵文化財を対象に、市全域の歴史遺産の状況把握や、地域の歴史をめぐる状況と課題を明らかにし、地域の歴史遺産の保存と活用を進めることを目的とする。市の歴史文化の特徴をマチ、ムラ、ミチの3つの構造に分類しており、河越館跡は近隣に所在する霞ヶ関遺跡とともに、人々が集住するマチの歴史文化の1つとして位置づけている。また、河越館跡は史跡の保存と活用を計画的に実行するために下記の方針も掲げている。

- ・保存活用計画を策定すること。
- ・名細地区^{なぐわし}の歴史遺産について、市民とともに河越館跡を中心に地区の歴史を学び、そのうえで未調査の歴史遺産を調査すること。
- ・河越館跡について、その活用や管理する体制を育成すること。

II. 関連計画と本計画の関係性

【第三次川越市文化芸術振興計画】

本計画は、平成28年（2016）に策定した第二次計画での施策の成果や、令和元年（2019）に実施した市民意識調査1,338件の回答結果を踏まえ、現状の課題を再点検し、令和3年（2021）に策定された。「みんなで取り組む、市民誰もが親しめる、文化芸術の推進」を基本理念とし、3つの基本目標のもと、8つの施策と20の細施策を設定している。文化芸術基本法第8条から第14条に規定された文化芸術を対象とした計画であるため、史跡河越館跡に関する記載はないが、令和8年度を始期として第四次川越市文化芸術振興計画の策定を進めている。

市民が一年間（平成30年8月～令和元年7月）に鑑賞した講演や展示会などの演目等の調査によると、「映画・映像」に続いて、「文化財（博物館や川越まつり会館の見学を含む）」が2番目に多かった。

【第二次川越市観光振興計画】

平成28年（2016）に策定された「第二次川越市観光振興計画」では、「世界に発信しよう！EDOが粋づくまち 小江戸川越」の基本理念のもと、4つの基本方針とともに67の施策を定めている。

「基本方針1. 新たな観光をつくりだそう」のうち、「施策18 郊外エリアへの誘客促進」では、河越館跡等の郊外エリアにある観光資源の活用促進を図ることを目指している。令和4年（2022）度から令和7年（2025）度までの4年間において、優先度が高く、集中

的に実施する必要性が高い施策である戦略的重点施策（後期）には含んでいないものの、計画の中で河越館跡に触れていることから、観光資源として有用かどうか検討を進める。

【第三次川越市環境基本計画】

本計画は川越市環境基本条例に基づき平成28年（2016）に策定され、「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」を望ましい環境像として、5つの環境目標のもと、11の大施策と37の中施策を展開し、具体的取組を設定している。なかでも、「環境目標5 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します「地域づくり・人づくり」」では、中施策9において川越址とともに河越館跡の整備・活用を掲げている。具体的には、「郷土学習の場、市民の憩いの場として、国指定史跡河越館跡史跡公園の有効活用を図ります。また、史跡公園の充実を図るため、引き続き整備事業を継続します。」と記載している。

【川越市緑の基本計画（平成28年改定版）】

本計画では、「みんなではぐくむ水と緑と歴史のまち・川越」を基本姿勢として、伝統的な文化を生かしつつ市民との協働のもと「緑の保存、緑地の整備、緑化の推進」を積極的に進めていくことで、緑の面から市の新たな局面を切り開くとともに、緑の歴史的文化的遺産との関係をより発展させていくことを目指すとしている。平成26年3月末時点、川越市には5,664.9haの緑（樹林地、農地、河川、都市公園等）があり、市域に対する割合は51.9%である。緑地（法規制や公園整備等により守られた緑）は3,939.7haであり、市域に対する割合は36.1%。本計画では、市域の約4割に当たる約4,100haの緑を将来にわたり維持していくことを目標とし、地域制緑地の指定や都市公園等の整備に努めるとしている。

「個別計画6 歴史・自然を生かしたシンボル空間となる都市公園等の整備」では、国指定史跡河越館の整備について、「河越館跡整備基本計画に基づいて引き続き整備を推進します。」と設定している。

また、河越館跡が所在する地区に関しては現状と課題として、都市公園の整備水準の比較的高い地区と評価し、周辺環境との調和のとれた都市公園等の整備の検討や、河越館跡の活用を図るため、今後も整備を推進していく必要があるとしている。

【川越市都市計画マスタープラン】

平成12年（2000）に策定され、令和6年（2024）に改定された本計画では、第四次総合計画に即した将来都市像を設定するとともに、地域特性や魅力を生かした都市機能をもつ「拠点」を適切に配置し、道路、公共交通によって各地点を有機的に結びつける「都市的な骨格」を基本としつつ、豊かな自然・歴史環境を享受できる「自然的な骨格」を合わせた2つの骨格により、多極ネットワーク型都市構造の形成を目指している。

河越館跡は、「自然的な骨格」の一つを形成する緑拠点として位置付けるとともに、名細地区の地域別構想では、市民の憩いの場となる史跡公園として、引き続き整備を図ることとしている。

【川越市都市・地域総合交通戦略】

平成 29 年に策定され、川越市都市計画マスタープランを上位計画とし、市民の生活利便性を向上させるため、さまざまな交通施策をパッケージ化した戦略。

当初は交通空白地域も存在したものの、令和 4 年 3 月に策定された同計画の追補版では、事前予約・乗り合い方式の「かわまる（デマンド型交通）」や、郊外におけるシェアサイクルによって、交通空白地域の移動を支援する施策が補足された。

本計画では河越館跡についての記述はないものの、史跡整備事業の進展に伴う河越館跡の活用にあたり、河越館跡を取り巻く交通状況の確認と整理が必要となるため、関連計画として取り上げた。